

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市
条例第70号）（消防局安全救急部市民安全課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市市民防災センタ
ーの管理を行わせるために必要な事項を定めるとともに、市民の利便性の向上を図
るため、市長が定める人数以上の団体が同センターを利用しようとする場合におい
て利用の許可を要しないこととしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第70号

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例

京都市市民防災センター条例の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者
(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」
に、「制限し、又は利用の許可を取り消す」を「制限する」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「この条例において別に定めることとされている事項及び」を削り、同条
を第6条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。